

規制に係る事前評価書

法令の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律
政策の名称	規制区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局土壌環境課長 笠井俊彦 電話番号:03-5521-8338
評価実施時期	平成21年2月26日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	措置実施区域又は形質変更届出区域(以下「規制区域」という。)内の土地の土壌を搬出する行為について、規制を新設し、汚染土壌の適正な処理を図る。
内容	規制区域内の土地の土壌を搬出する場合には、事前に都道府県知事に届け出なければならないこととし、その処理が許可業者でない場合又は運搬方法が環境省令で定める方法でない場合には、その方法の変更を命令することができることとする。 また、搬出する場合には、その運搬及び処理を行う者に対して管理票の交付、保管、送付の義務を課す。
関連条項	第16条～第21条
必要性	規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることによる汚染の拡散を防止する必要がある。
費用	
遵守費用	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに運搬又は処理の委託を行った契約書等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、法第9条第1項本文の環境省令で定める事項として、汚染土壌の搬出先等を届け出ることとしているため、実質的な負担は、それほど変わらないものとする。また、管理票についても、現行法における環境省告示の規定により、搬出する汚染土壌の処分に係る確認を行っているため、実質的な負担は、それほど変わらない。
行政費用	上記届出書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌の運搬及び処理の方法が適切なものかを確認する負担が発生するが、現行法においても、上記のとおり、現行も法第9条において同様の義務を行っており、その事務的負担は、それほど変わらない。
その他の費用	なし。
便益	汚染土壌が不適正な方法により運搬又は処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、事前の届出及び管理票による管理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を未然に防止することが可能となる。

想定される代替案		
代替案	規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることを防止するため、行政指導により、汚染土壌の適正な処理を実施するよう促す。	
	費用	
	遵守費用	行政指導により、運搬基準の遵守や管理票の運用を行うことになるため、上記と同程度の負担が発生することになる。
	行政費用	対象者に対し、個別に指導を行わなければならないため、上記よりも多くの行政負担が発生する。
その他の費用	なし。	

	便 益	行政指導に従わない場合は、汚染土壌の適正な処理を実施させることが困難であり、汚染土壌による汚染の拡散を防止するための措置の実施を担保することができない。
代替案	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
<p>近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、こうした汚染土壌の不適正な処理を防止することが可能となる。また、管理票の導入により、原因者の特定も容易となる。管理票及び搬出の届出に必要な事務は、簡易なものであり、汚染土壌の不適正な処理が行われてしまった場合に必要な処理費用に比べ、遙かに少ない費用で対処できるものである。</p>		
有識者の見解その他の関連事項		
<p>中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。</p>		
レビューを行う時期又は条件		
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。</p>		
備 考		

規制に係る事前評価書(要旨)

【 土壌汚染対策法の一部を改正する法律 】

規制の内容	規制対象区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設		
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課 電話番号:03-5521-8338		
評価実施時期	平成21年2月26日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 措置実施区域又は形質変更届出区域(以下「規制区域」という。)内の土地の土壌を搬出する行為について、規制を新設し、汚染土壌の適正な処理を図る。</p> <p>【内容】 規制区域内の土地の土壌を搬出する場合には、事前に都道府県知事に届け出なければならないこととし、その処理が許可業者でない場合又は運搬方法が環境省令で定める方法でない場合には、その方法の変更を命令することができることとする。 また、搬出する場合には、その運搬及び処理を行う者に対して管理票の交付、保管、送付の義務を課す。</p> <p>【必要性】 規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることによる汚染の拡散を防止する必要がある。</p>		
	関連条項	第16条～第21条	
想定される代替案	<p>代替案 規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることを防止するため、行政指導により、汚染土壌の適正な処理を実施するよう促す。</p>		
	<p>代替案 *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
(遵守費用)	<p>環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに運搬又は処理の委託を行った契約書等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、法第9条第1項本文の環境省令で定める事項として、汚染土壌の搬出先等を届け出ることとしているため、実質的な負担は、それほど変わらないものとする。また、管理票についても、現行法における環境省告示の規定により、搬出する汚染土壌の処分に係る確認を行っているため、実質的な負担は、それほど変わらない。</p>	<p>行政指導により、運搬基準の遵守や管理票の運用を行うこととなるため、上記と同程度の負担が発生することになる。</p>	

(行政費用)	上記届出書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌の運搬及び処理の方法が適切なものかを確認する負担が発生するが、現行法においても、上記のとおり、現行も法第9条において同様の義務を行っており、その事務的負担は、それほど変わらない。	対象者に対し、個別に指導を行わなければならないため、上記よりも多くの行政負担が発生する。	
(その他の社会的費用)	なし	なし	
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>汚染土壌が不適正な方法により運搬又は処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、事前の届出及び管理票による管理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を未然に防止することが可能となる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案 の場合</p> <p>行政指導に従わない場合は、汚染土壌の適正な処理を実施させることが困難であり、汚染土壌による汚染の拡散を防止するための措置の実施を担保することができない。</p>	<p style="text-align: center;">代替案 の場合</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、こうした汚染土壌の不適正な処理を防止することが可能となる。また、管理票の導入により、原因者の特定も容易となる。管理票及び搬出の届出に必要な事務は、簡易なものであり、汚染土壌の不適正な処理が行われてしまった場合に必要な処理費用に比べ、遙かに少ない費用で対処できるものである。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。		
備 考			